

令和7・8・9年度

**物品又は役務の調達等に係る  
入札（見積）参加資格審査申請実施要領**

和歌山市

【問い合わせ先】

和歌山市 財政局 財政部 調達課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

電話 073-435-1033（土日祝日・年末年始を除く）

FAX 073-435-1259

E-mail chotatsu@city.wakayama.lg.jp

## I 入札（見積）参加資格審査申請について

和歌山市（和歌山市企業局を含む。以下同じ。）が発注する物品又は役務の調達等に係る入札及び見積りに参加することを希望する方は、本要領に基づき申請してください。

なお、故意に虚偽の内容を含む申請をしたときは、入札（見積りを含む。以下同じ。）に参加する資格を取り消す場合があります。受注の際は、業務に関する諸法令を遵守のうえ、適正に執行してください。

### 1 資格要件

本市の入札に参加するには、次の（1）から（5）までの全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
  - ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 審査基準日（別紙参照）において、同種の業務を営んでいる期間が2年以上あること。
- (3) 和歌山市に対し納付すべき市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がない者であること。
- (4) 許可等を必要とする業務に係る入札については、当該許可等を受けている者であること。
- (5) 「和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

## 2 申請方法等

「郵送」又は「持参」により提出してください。

申請書類は、『A4-S型の紙製フラットファイル（色指定なし）』に、申請書受付調査（物品・役務関係用）の記載順につづり、ファイルの表紙及び背表紙に申請者名を記入してください。

（A4-S型の紙製フラットファイルにつづっていない申請書は、受け付けません。）

### （1）「郵送」による提出

受付期間	令和8年1月16日（金）から令和8年5月15日（金）まで【必着】 ・郵便物の未到着等のトラブル防止のため、 <u>書留郵便（レターパック）等配送状況が確認できる方法での郵送をお勧めします。</u> なお、未到着等のトラブルにつきましては、当市において一切責任を負いませんのでご了承ください。
提出先	「〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 調達課 宛て」 ※封筒の表に「 <u>入札参加資格審査申請書在中</u> 」と記載してください。
その他	・個別の到着確認の対応は行っておりません。 ・不備等があった場合は「入札（見積）参加資格審査申請書（物品・役務）」に記載の申請事務担当者（申請手続代理人に記載がある場合は代理人）の方に連絡しますので、修正等ご対応ください。

### （2）「持参」による提出

受付期間	令和8年1月16日（金）から令和8年5月15日（金）までの（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
受付時間	午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
受付場所	和歌山市役所 本庁舎5階 調達課
その他	・申請書類の内容について質問に答えられる方が持参してください。 ・申請書類に不備等がある場合は、再度持参により指定する期日までに申請いただることになります。

### （3）受領書

郵送による提出	「受領書送付用封筒（長形3号・切手110円分貼付）」に返信先の宛名を記載のうえ同封してください。 ※ 通常はがき（85円切手貼付）でも可。 ※ 申請書類の内容確認後の送付となり、日数を要しますのでご了承ください。
持参による提出	受付完了時に、全員にお渡しします。

※ 受領書は、書類を受け取ったことを証明するもので、有資格者として名簿に登録されたことと証明するものではありません。

### 3 入札参加資格の有効期間

令和8年6月1日から令和10年9月30日まで

### 4 審査結果通知

競争入札参加有資格者名簿の和歌山市ホームページへの掲載をもって、入札（見積）参加資格審査結果の通知とします。郵送による個別の結果通知はいたしません。

### 5 その他留意事項

- (1) 競争入札参加有資格者名簿への登録条件として、定期（追加）申請時とは別に、登録期間中に年1回「国税及び市税の完納（納税）証明書」の提出を求めていましたが、今回より登録条件を見直し、必要に応じて適宜照会することとします。なお、定期（追加）申請時における国税及び市税の完納（納税）証明書の提出は、引き続き必要です。
- (2) 本要領における資格要件を満たさない場合、誓約事項等に違背することが判明した場合は、入札参加資格が取消しとなる場合がありますのでご留意ください。
- (3) 入札（見積）参加資格登録事項に変更が生じたときは、速やかに変更届出書を提出してください。
- (4) 一般競争入札の仕様書にパスワードを設定しておりましたが、機械警備等の保安上必要となるものを除き、原則パスワード設定を廃止します。  
パスワード設定する案件は、和歌山市ホームページにおいて告知します。パスワードを和歌山市ホームページで告知する案内に従って取得してください。（なお、パスワードは令和10年9月30日まで有効なものとなります。）
- (5) 資格審査の結果、競争入札参加有資格者名簿に登録されても、業務等の種類によっては登録期間中に入札がない場合もあります。競争入札参加資格があることによって、直ちに発注がある制度ではありませんのでご留意ください。

◆申請書類の綴じ方

A 4-S型（A 4 縦型）の紙ファイル



表紙、背表紙に商号等を記入  
(表紙はふりがなも)



※それぞれ順番に並べて綴じてください。

※クリップ留めにする書類

- ・「使用印鑑届（委任状）」2部
- ・受領書送付用封筒…郵送申請者のみ

## II 入札（見積）参加資格審査申請に必要な書類

必要書類は下記のとおりです。各1部提出してください。

ただし、**使用印鑑届のみ2部**提出してください。

提出書類	法 人	個 人	説明	備考
申請書受付調書（物品・役務関係用）	<input checked="" type="radio"/>		提出書類を確認するための調書。	
入札（見積）参加資格審査申請書（物品・役務）	<input checked="" type="radio"/>		<b>1部作成してください。</b>	
附表（物品・役務関係業者用）	<input checked="" type="radio"/>		<b>1部作成してください。</b>	
使用印鑑届（委任状）	<input checked="" type="radio"/>		<b>2部提出してください（コピー不可）</b>	
物品調書	<input type="radio"/>		和歌山市と取引を希望する物品等がある場合、登録を希望する業種に応じて提出。 1104・・・電力を希望される事業者は、電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を証する書類及び供給約款を併せて提出。	※小売電気事業登録を証する書類及び供給約款は写しを添付
印刷業者調書	<input type="radio"/>		物品調書の品種・業種コード 0101・・・活版印刷 0102・・・タイプ・タイプオフセット印刷 0103・・・オフセット印刷 (ポスター・リーフレット) 0104・・・フォーム印刷 0105・・・コピーサービス 0106・・・法令印刷 0107・・・地図印刷 0108・・・シール印刷 0199・・・その他 上記を希望される方は物品調書と併せて提出。	
工業薬品取扱業者調書	<input type="radio"/>		物品調書の品種・業種コード 1304・・・工業薬品 上記を希望される方は物品調書と併せて提出。	※代理店証明 ・特約店証明 は原本を添付
燃料等販売業者調書	<input type="radio"/>		物品調書の品種・業種コード 1101・・・ガソリン・軽油・灯油・重油 1102・・・LPGガス 上記を希望される方は物品調書と併せて提出。	
自動車販売業者調書	<input type="radio"/>		物品調書の品種・業種コード 1001・・・自動車（販売） 1002・・・貨物自動車（販売） 1003・・・塵芥自動車（販売） 1004・・・消防車両（販売） 1005・・・その他の特殊車（販売） 1006・・・車両艤装 上記を希望される方は物品調書と併せて提出。	
自動車修理業者調書	<input type="radio"/>		物品調書の品種・業種コード 1007・・・車両修理 上記を希望される方は物品調書と併せて提出。	

業務委託調書	○		和歌山市と取引を希望する役務がある場合、登録を希望する業種に応じて提出。 当該調書1部（4枚1セット）を作成してください。 ※許認可等書類の写しの提出を忘れないでください。	
印鑑証明書	◎		法務局が発行するもの。 ※3か月以内に発行されたもの。（申請日時点）	原本又は写し
印鑑登録証明書		◎	市町村が発行するもの。 ※3か月以内に発行されたもの。（申請日時点）	原本又は写し
履歴事項全部証明書	◎		法務局が発行するもの。 ※3か月以内に発行されたもの。（申請日時点） ※「現在事項全部証明書」ではありません。	原本又は写し
財務諸表	◎		貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書 ※2か年分必要です。	写し
所得税等確定申告書		◎	確定申告書及び所得税青色申告決算書又は収支内訳書 ※2か年分必要です。 ※電子申告の場合、申告データ送信後、メッセージボックスに格納される「受信通知」とともに提出してください。	写し
法人納税証明書 (国税：その3の3)	◎		税務署発行（※申請日から3か月以内に発行されたもの。） の写し	原本又は写し
個人納税証明書 (国税：その3の2)		◎	※電子納税証明書（PDF形式に限る）を印刷したものも可	
和歌山市税完納証明書	○		和歌山市税が課税されている場合のみ必要。 和歌山市が発行するもの。 ※3か月以内に発行されたもの。（申請日時点）	原本又は写し
役員等調書及び照会承諾書		◎	役員等について記入し、提出してください。 【法人】履歴事項全部証明書に記載されている役員（代表者、監査役等を含む。）全員及び受任者（受任営業所を設定する場合）について記入してください。 【個人】代表者について記入してください。	
営業所実態調書	○		和歌山市内に本店等又は支店等を有している場合のみ必要。 ※写真はカラーで貼り付けてください。	
受領書返信用封筒	郵送での申請者		郵送で申請された場合のみ ・長形3号封筒（110円切手貼付）又は通常はがき（85円切手貼付）に宛名記載し同封。	

- 1 ◎は必ず提出しなければならない書類です。
- 2 ○は該当する場合に提出する書類です。  
ただし、物品調書又は業務委託調書のいずれかを必ず提出してください。
- 3 納税証明書の提出は、申請日時点で未納がないことを証明するために提出する書類です。  
なお、納期末到来のため未納の税額が表示されている納税証明書は、申請日時点で納期が到来している場合は、改めて未納額のない納税証明書（又は支払完了を証明できる書類）が必要です。  
※なお、税務署発行の納税証明書については電子納税証明書（PDF形式に限る）を印刷し提出いただくことも可能です。交付方法の詳細は国税庁ホームページでご確認ください。
- 4 和歌山市内に所在する支店等を有し、和歌山市の「納税（完納）証明書」が発行されない場合は、和歌山市長に対し届出を行った「法人設立・事務所等設置申告書」の写しを提出してください。
- 5 審査基準日から2年前までの間で、吸収合併、会社分割等が行われている場合は、別途書類を提出して頂く場合がありますので、当該事項に該当する場合は、お問い合わせください。

### III 入札（見積）参加資格審査申請書等の記載要領

#### 1 留意事項

- (1) 資格審査申請書等提出書類に虚偽の記載等をした場合は、資格を有すると認められないことがあります。
- (2) 資格審査申請書他すべての提出書類は、全て代表者名（法人にあっては代表権を有する代表取締役、個人にあっては代表者）で申請してください。
- (3) 「商号又は名称」は個人営業で屋号等があれば屋号等を記載してください。
- (4) エクセル様式に入力してください。または黒色のペン、ボールペン等を使用し、楷書で、丁寧に記入してください。
- (5) 印鑑及びゴム印は、鮮明に押印してください。
- (6) 入札（見積）参加資格審査申請書等の書類は、和歌山市と取引する際の基本資料となります。指定事項は漏らさず記入してください。

#### 2 各様式の記載要領

##### ○申請書受付調書（物品・役務関係用）

###### (1) 申請者

商号又は名称を記入してください。

###### (2) 申請者確認欄

該当する箇所に○印等を記入してください。

##### ○入札（見積）参加資格審査申請書（物品・役務）

###### (1) 申請者

###### ①本店等所在地

【法人】登記上の所在地と郵便番号

【個人】住民票上の住所と郵便番号

※実際に営業している場所が登記上の所在地等と異なる場合は実際に営業している住所を記載し、本社・本店の所在地の上部に登記上又は住民票上の住所も記載すること。

###### ②商号又は名称

【法人】登記上の商号

【個人】使用している名称（屋号）

###### ③代表者職氏名

代表者の役職名及び氏名を記載してください。

###### ④申請事務担当者

申請手続きの担当者及び連絡先等を記載してください。

###### ⑤申請手続代理人

代理人に申請を委任（依頼）する場合、代理人の氏名連絡先を記載してください。

## ○附表（物品・役務関係業者用）

### （1）申請区分 該当する方にレ点を記載

継続：令和7年9月30日まで有効な登録をされている方

新規：上記以外の方

### （2）本社・本店

※受任設定にかかわらず、全員記載してください。

#### ①商号又は名称

【法人】登記上の商号

【個人】使用している名称（屋号）

#### ②代表者役職・代表者氏名

代表者の役職名及び氏名を記載してください。

#### ③所在地

【法人】登記上の所在地等

【個人】住民票上の住所等

※ 実際に営業している場所が登記上の所在地等と異なる場合は実際に営業している住所を記載してください。

#### ④電話番号・FAX番号

※ 契約の権限を委任する場合は、受任者欄に記載の連絡先に通知等を送付します。

### （3）受任者

支店長等（支店等の代表者をいいます。以下同じ。）に和歌山市との取引（入札、見積り、契約等をいいます。以下同じ。）に関する権限を委任する場合に記載してください。

受任者（申請者から取引に関する権限の委任を受けた者をいいます。以下同じ。）の属する営業所等の名称、所在地、受任者役職及び受任者氏名等を記載してください。

#### 《要件》

①受任営業所は、職員が配置され、和歌山市が連絡をとることができるものでなければなりません。また、和歌山市内の支店等を受任者に設定する場合は、「和歌山市調達契約に係る市内業者及び準市内業者の認定に関する要綱第3条」に掲げる認定要件を満たす必要があります。

②和歌山市内の支店等を受任者に設定する場合は、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」の届出がなされていることが必要です。（申請者が法人の場合に限る。）

③申請者と受任者が同一人物の場合、契約等の権限があいまいになるため、原則として同一人物への委任はできません。

### （4）その他和歌山市内の営業所等

①和歌山市内に営業所等を設置しているが受任者の設定をしない場合のみ記載してください。

②和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出がなされていることが必要です。（申請者が法人の場合に限る。）

③「和歌山市調達契約等に係る市内業者及び準市内業者の認定に関する要綱第3条」に掲げる認定要件を満たす必要があります。

(5) 和歌山市税の納税（課税）の状況

該当する項目にレ点を記入してください。

(6) 経営事項

① 営業開始年月

【法人】履歴事項全部証明書の法人設立年月

【個人】営業開始年月

② 資本金額 【法人のみ】

履歴事項全部証明書の資本金を記載してください。

③ 従業員数

審査基準日（別紙参照）現在における実数を記載してください。

（ただし、アルバイト、パートタイマー等は除く。）

(7) 営業区分

主たる事業が属する業種を1つ選択し、✓点を記入してください。

複数の事業を兼営している企業の属する業種は、その企業が主として営む事業を従業員数の配分、営業収益の割合等から判断し選択してください。

(8) 提出調書

ア 提出する調書に応じ、その欄に✓点を記入してください。

イ 複数の調書を提出する場合には、該当する欄の全てに✓点を記入してください。

### ○使用印鑑届（委任状）

(1) 代表者職氏名（申請者）

※受任者設定にかかわらず、全員記載してください。

※実際に営業している場所が登記上の所在地等と異なる場合は実際に営業している住所を記載してください。

① 実印

【法人】登記所登録の実印を押印してください。

【個人】住所地市町村登録の実印を押印してください。

(2) 本社・本店で契約締結等を行う場合

本社・本店が取引を行う場合、使用される印鑑を押印してください。

(3) 契約締結権限等を他の営業所に委任する場合【受任者設定の場合】

受任者を設定される場合は、受任者の属する営業所等の所在地、受任者職氏名等を記載してください。

また、受任者が取引を行う場合、使用される印鑑を押印してください。

## 別紙

## 別紙

申 請 期 間		有 効 期 間		審 査 基 準 日	状況
①	定期申請の受付終了日の翌日から 令和8年1月15日まで	令和8年2月1日から 令和10年9月30日まで	(2年8か月)	令和7年8月1日	終了
②	上記①に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年5月15日まで	令和8年6月1日から 令和10年9月30日まで	(2年4か月)	令和7年12月1日	受付中
③	上記②に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年9月15日まで	令和8年10月1日から 令和10年9月30日まで	(2年)	令和8年4月1日	予定
④	上記③に係る申請の受付終了日の翌日から 令和9年1月15日まで	令和9年2月1日から 令和10年9月30日まで	(1年8か月)	令和8年8月1日	予定
⑤	上記④に係る申請の受付終了日の翌日から 令和9年5月15日まで	令和9年6月1日から 令和10年9月30日まで	(1年4か月)	令和8年12月1日	予定
⑥	上記⑤に係る申請の受付終了日の翌日から 令和9年9月15日まで	令和9年10月1日から 令和10年9月30日まで	(1年)	令和9年4月1日	予定
⑦	上記⑥に係る申請の受付終了日の翌日から 令和10年1月15日まで	令和10年2月1日から 令和10年9月30日まで	(8か月)	令和9年8月1日	予定
⑧	上記⑦に係る申請の受付終了日の翌日から 令和10年5月15日まで	令和10年6月1日から 令和10年9月30日まで	(4か月)	令和9年12月1日	予定

※1月15日、5月15日及び9月15日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までとします。

※受付終了日の翌日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日からとします。